

クライミング設備



〈高さ6m ボルダリングライン3.2m〉

- ①クライミング設備を利用する場合は、受付窓口でお申し出のうえ、誓約書をご記入ください。
- ②ボルダリングは、受付窓口で誓約書をご記入のうえ、ボルダリングラインまでの登攀ができます。（「利用登録証」を必要としません。）
- ③クライミング（ボルダリングライン以上）をご利用の方は、スポーツセンターが開催する安全講習を受け、「利用登録証」を交付された方が利用できます。また、原則ハーネス及びオートビレイ機を使用してください。
- ④体重20kg～120kgの方が利用対象です。
- ⑤小学生以下が利用する場合は、ボルダリングラインまでの登攀とし、保護者等（20歳以上の方）の引率が必要です。クライミング（ボルダリングライン以上）を利用したい場合は、保護者等が「利用登録証」を窓口で提示することでご利用いただけます。
- ⑥中学生及び高校生が使用する場合は、ボルダリングラインまでの登攀とし、保護者からの同意書が必要です。また、クライミング（ボルダリングライン以上）を利用したい場合は、③の「利用登録証」が必要となります。
- ⑦利用者は、安全に十分配慮し、周囲に人がいないことを確認して利用してください。
- ⑧利用者以外の方は、安全マットには絶対に近づかないようにしてください。
- ⑨混雑時は、譲り合ってご利用ください。
- ⑩ご自分の体力や技術を正しく認識し、無理のないご利用をお願いします。
- ⑪危険行為・迷惑行為がある場合は、退場していただく場合があります。
- ⑫各種大会及び教室等でストレッチスペースの占有使用がある場合は、ご利用できません。
- ⑬設備等のトラブル以外での事故や怪我は、一切の責任を負いませんのでご了承ください。